

観光施設などの指定管理者制度導入状況と総務省調査の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

1. 総務省調査の課題

総務省は3年に1回、4月1日時点の指定管理者制度導入状況について、全国調査を行っている。前回は2018年（平成30年）であったから、今年（2021年）は3年ぶりの調査の年になっている。また総務省は、ほぼ1年後に結果を公表している。この調査結果は概要であるが、都道府県、指定都市、市区町村別に個票等調査の詳細も公表している（参考資料参照）。

そこで市区町村の個票をみると、内容は次のようになっている。

- 導入状況（施設の状況－施設数、施設の内容、指定管理者の種別、選定手続、）指定期間、選定基準、業務内容、公表状況（選定基準、選定手続、選定理由）、評価（評価の実施状況、評価への外部有識者等の視点の導入状況）、協定等、債務負担（設定しているか否か）
- 指定管理者の指定の取消し等の事例（施設の内容、取消し等の内容）、指定管理者の指定を取り消した案件（取消しの理由、取消し後の管理）、期間を定めて管理の業務の停止を行った案件（業務停止の理由、業務停止の管理）、指定期間の満了をもって指定管理者制度による管理を取り止めた案件（管理を取り止めた理由、管理を取り止めた後の管理）
- 不服申立て等の事例

このように調査内容は詳細である（したがって、公表内容は膨大である）。しかし、課題がある。

① どの項目に分類するかは市区町村の判断に任されていること

まず大項目はレクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、文教施設、社会福祉施設の5つに分類されている。さらにそれぞれの大項目は小項目に分類される。たとえば最初のレクリエーション・スポーツ施設は、体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場等、学校施設（照明管理、一部開放等）、その他の10分類になっている。

では、観光施設はどこに分類すればいいのか。まず休養施設（公衆浴場、海・山の家等）

を都内市区町村でみると、9 施設ある（次項の東京都市区町村の導入状況参照）。しかし、観光施設と思われるのは八王子市と調布市の 1 施設ずつで、他の 7 施設はすべて温泉施設なのである。そして「その他」をみると観光施設が入っている。これでは、観光移設の導入状況を調べるときに困ってしまうことになる。また公衆浴場は休養施設に分類されているのに、「その他」に入れている市町村もある。体育館、武道場、プールなども大項目にあるのだが、「その他」に入れる市町村もある。

大項目でみても、公園は産業振興移設なのか、基盤施設なのか。大項目 1 番目に公園があるにも関わらず、北海道の市町村は産業振興施設の小項目（産業情報提供施設）に入れているところがある。都内の市区町村に多い「保養所」はレクリエーション・スポーツ施設なのか、文教施設なのかも悩ましい。

② 「その他」に分類する施設が多いこと

①で述べた結果でもあるのだが、「その他」が非常に多い（次項の東京都市区町村の導入状況参照）。都内市町村でみると、次のとおり。

- ・ クリエーション・スポーツ施設 108／573
- ・ 産業振興施設 31／189
- ・ 基盤施設 64／1925 （公営住宅を除けば、64／883）
- ・ 文教施設 152／642
- ・ 社会福祉施設 137／965

クリエーション・スポーツ施設は 18.8%、文教施設にいたって 23・7%が「その他」に入っているのだ。

③ 統計調査として精度が問題では？

以上①②で述べたことのほかにも、複合施設はほとんどの市町村で「その他」としているのではいかと思われる。これではしっかりした統計にならないのではないかと危惧されるのだ。大分類は今のままでいいとしても、小項目については総務省としてどの小項目に分類するかの指針を明確にすべきだと思う。

また複合施設は、今後ますます増加すると予想できる。それは大項目にまたがる複合施設が増えるということにもある。今後、大項目を 1 つ増やして「複合施設」を加えるか、複合施設を施設ごとに別々に分類するか、これも総務省としての指針が必要になると考える。

2. 東京都市区町村における指定管理綾制度の導入状況

以下は、総務省調査（2018 年 4 月 1 日）より、東京都市区町村における指定管理者制度導入等についてまとめたものである。先述したように「その他」が非常に多いので、5 つの大項目すべてについて「その他」も掲載することとした。「その他」がいかにか「多様か」がわかると思う。

(1) 指定管理者制度の導入施設

■ 導入移設数（総数）	4,158
■ レクリエーション・スポーツ施設	573
1 体育館	99
2 武道場等	28
3 競技場（野球場、テニスコート等）	239
4 プール	51
5 海水浴場	0
6 宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）	20
7 休養施設（公衆浴場、海・山の家等）	9
8 キャンプ場等	18
9 学校施設（照明管理、一部開放等）	1
10 その他	108
（温浴施設集会施設 1、公衆浴場 1、健康増進施設 5、トレーニングルーム、会議室等 4、住民貸出農園 12、引き馬施設 1、アイススケートリンク・プール切替施設 1、環境学習施設 1、カヌー艇庫 1、観光交流施設 1、体育館、武道場、プール等 1、プール、トレーニング室等 1、コミュニティセンター（日野）9、集会所（日野）66、複合的なスポーツ施設（東村山）1、観光案内所 1、公衆浴場 1）	
■ 産業振興施設	189
1 産業情報提供施設	151
2 展示場施設、見本市施設	5
3 開放型研究施設等	2
4 その他	31
（温浴施設集会施設 1、健康増進施設 1、トレーニングルーム、会議室 2、会室、3×3 コート 1、健康増進施設 1、住民貸出農園 1、健康増進施設 2、和室・茶室 1、引き馬施設 1、育室、武道場、弓道場、エアライフル場、卓球場、温水プール、スポーツサウナ、トレーニングルーム、多目的室、クラブ室、ホール、キッズルーム 1、アイススケートリンク・プール期間切替施設 1、環境学習施設 1、カヌー艇庫 1、観光交流施設 1、体育館、武道場、プール等 1、プール、トレーニング室等 1、コミュニティセンター 6、集会所 101、コミュニティセンター 4、貸し農園 11、健康増進施設（スポーツジム・スタジオ）1、複合的なスポーツ施設 1、観光案内所 1、公衆浴場 1）	

■ 基盤施設	1,925
1 公園（規模に関わらず公園全て）	151
2 公営住宅	1,042
3 駐車場・駐輪場	263
4 水道施設	549
5 下水道終末処理場	0
6 港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）	0
7 霊園、斎場等	7
8 その他	64
（エコプラザ 1、公営住宅法以外の住宅 13、公的住宅 17、特定優良賃貸住宅 9、公営住宅法以外の区立住宅 12、単独住宅 3、改良等住宅 1、高齢者住宅（単独）2、買取特公費住宅 1、防災センター3、火葬場 1）	
■ 文教施設	642
1 図書館	146
2 博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）	39
3 公民館・市民会館等	186
4 文化会館等	95
5 合宿所、研修所等（青少年の家を含む）	24
6 その他	152
（その他の社会教育施設 6、集会施設 56、コミュニティセンター等 50、市民活動支援施設等 11、市民集会所・高齢者の娯楽施設 1、協働支援施設 1、コミュニティアリーナ 1、男女平等参画センター等 4、図書館・集会施設・児童館等の複合施設 3、貸し部屋 2、環境教育施設 4、文化・学習活動施設 2、体験学習施設 2、多目的会議室 1、教育、学習等の拠点 1、国際交流の拠点 1、生涯学習センター1、展示室 1、地域会館 1）	
■ 社会福祉施設	965
1 病院	2
（台東区立台東病院，大島医療センター）	
2 診療所	2
（町田市休日・準夜急患こどもクリニック、町田市休日応急歯科・障がい者歯科 応急診療所）	
3 特別養護老人ホーム	44
4 介護支援センター	56
5 福祉・保健センター	329
6 児童クラブ、学童館等	296
7 保育所	99

(グループホーム 2、軽費老人ホーム 4、障害者就労支援施設等 2、介護老人保健施設 2、通所介護事業所 6、敬老館・老人いこいの家 10、福祉・保健センター及び児童クラブ、学童館等 1、健康増進センター1、がん在宅緩和ケアセンター1、母子生活支援施設 4、男女平等推進施設 1、通所介護施設 20、介護老人保健施設等 3、就学前乳幼児教育施設 1、地域密着型多機能ホーム 5、認知症高齢者グループホーム 2、母子生活支援施設等 5、在宅サービスセンター8、高齢者多世代交流支援施設 19、サービス付高齢者住宅 1、在宅復帰施設 1、通所介護及び認知症対応型通所介護施設 3、認知症対応型共同生活介護施設 1、認知症対応型通所介護施設 1、授産場 2、介護予防拠点施設 2、児童福祉法第 35 条第 3 項施設 1、デイサービスセンター13、子育て支援施設 3、障害児通所支援施設 1、福祉団体の活動施設 1、老人短期入所施設 2、介護予防推進センター1、地域福祉センター1、青少年の健全育成施設 1、子ども家庭支援センター1、健康増進施設 1、障害者福祉施設 1、高齢者就業促進 1、障害者福祉作業所 1)

3. 観光（交流）施設等の導入状況

総務省調査の個票（都道府県、指定都市、市区町村の 3 種類ある）のうち、市区町村の個票を用い、観光（交流）施設等の導入状況を調べた。観光（交流）施設は先述のように、レクリエーション・スポーツ施設の小項目にはない。また休養施設（公衆浴場、海・山の家等）にも観光施設は少ないと考えた。そこで、「その他」の中から全国の観光（交流）施設や観光案内所などを拾い出し、集計することを試みた。

この集計表から、主な特徴点を以下あげる。（詳しくは別表参照）。

- ① 施設の管理者は、株式会社が 30 者、有限会社が 2 者を占めている。自治体出資団体は、管理者選定において「従前管理者」が 56 施設あり、さらに株式会社の中にも出資団体があると思われることや、公益社団、財団、一般社団等の中にも出資団体があると思われることから、少なくとも 6 割以上はあるものと思われる。
- ② 選定手続きは、「従前管理者」が 56 施設（52.3%）と半数を超えている。「公募」は 42 施設（39.3%）と全体状況よりやや公募が少ない傾向にある。

<総務省調査>

公募は、都道府県の約 6 割、指定都市の約 7 割、市区町村の約 4 割の施設で実施

都道府県	64.3%
指定都市	68.0%
市区町村	44.9%
合計	49.1%

・前回調査（46.5%）から2.6ポイントの増

- ③ 指定期間は5年が最も多く57%、次いで3年（33.6%）となっている。1年や2年があるのは、新規施設で他の同種施設の再選定期間に合わせるためだと思われる。なお、10年以上が2施設ある（茨城県笠間市の笠間工芸の丘、長野県天龍村のふれあいステーション龍泉核）。総務省は、「指定期間は長くなる傾向にある」と分析しているが、観光（交流）施設等の導入状況は指定期間が短い。

<総務省調査>

指定期間は長期化の傾向。「前回の指定期間よりも長い」施設が約2割

3年未満	1.5%
3年	15.0%
4年	5.5%
5年	71.5%
5年超	6.5%
合計	100.0%

・「5年」の割合が、前回調査（65.3%）から6.2ポイントの増

※小数点第2位以下端数処理

その他個票には、選定基準、利用料金制の採用状況、選定等の公表状況、評価への外部有識者等の視点の導入状況、緊急時の対応、損害賠償責任、労働法令の遵守や雇用・労働条件の配慮規定、個人情報保護、債務負担行為の設定などについても集計されている。関心のある方は、末尾の参考に総務省の調査結果のページを載せてあるのでアクセスして頂き、それぞれの関心のあるテーマで分析することをお勧めする。

<参考資料>

- ◆公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の公表（令和元年5月17日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000619516.pdf
- ◆地方公共団体の行政改革等（この中に指定管理者の導入状況等に関する調査結果（個票）が含まれている）
<https://www.soumu.go.jp/iken/main.html>